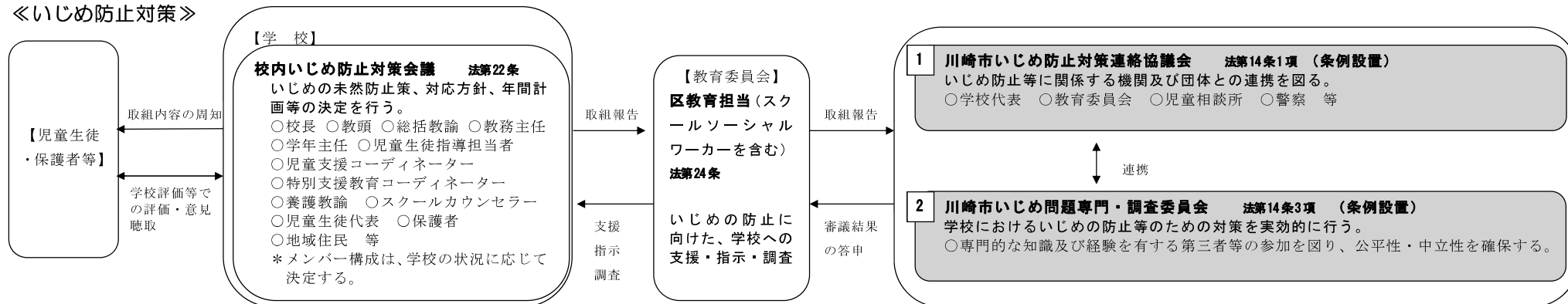


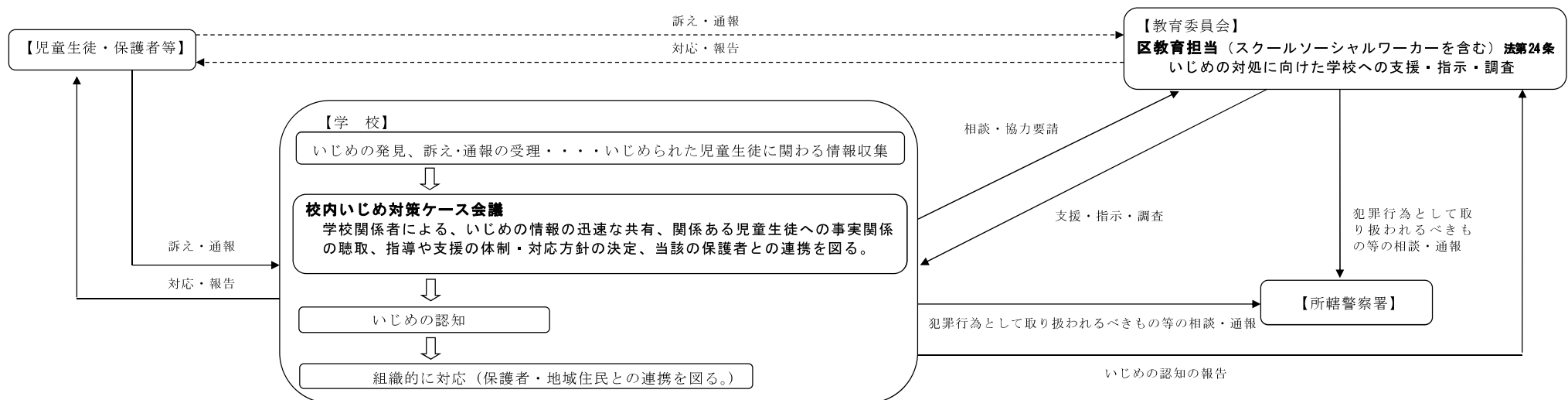
川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱について

選出区分	新たな委嘱・任命者 委嘱又は任命期間(残任期間) 平成30年5月23日から平成31年1月31日まで		現 委 員 名 委嘱又は任命期間 平成29年2月1日から平成31年1月31日まで	
	氏名	現職	氏名	委嘱時又は任命時の役職
条例第4条第2項 第1号 (学校教育の関 係者)			小川 俊哉	人権・児童指導研究会議座長 (南生田小学校長)
	高村 寛	中学校生徒指導部会会長 (金程中学校長)	相沢 宏明	中学校生徒指導部会会長 (橘中学校長)
	高井 健次	高等学校生徒指導部会会長 (川崎高等学校長)	増田 実	高等学校生徒指導部会会長 (幸高等学校長)
	吉田 宴	特別支援学校長会代表 (中央支援学校長)	荒井 真理	特別支援学校長会代表 (中央支援学校長)
第2号 (関係行政機関 の職員)			佐藤 正利	横浜地方法務局総務課長
			多田 有香里	神奈川県警察本部少年育成課 主幹
第3号 (市職員)			村石 恵子	人権オンブズパーソン担当課長
	野木 岳	こども家庭センター所長	佐藤 毅	こども家庭センター所長
			市川 洋	学校教育部長
	久保 慎太郎	指導課長	森 有作	指導課長
	小林 勝弘	指導課担当課長	佐藤 俊司	指導課担当課長
	後藤 建人	宮前区・教育担当課長	小松 英光	多摩区・教育担当課長
			川村 雅昭	麻生区・教育担当課長

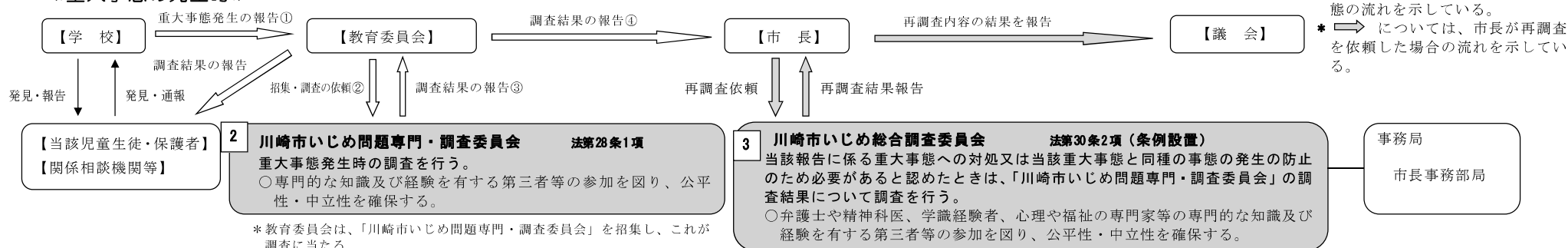
《いじめ防止対策》



《いじめ事案の発生時》



《重大事態の発生時》



○川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例

平成26年10月15日条例第47号

改正

平成27年12月17日条例第74号

川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 川崎市いじめ防止対策連絡協議会（第2条～第8条）

第3章 川崎市いじめ問題専門・調査委員会（第9条～第12条）

第4章 川崎市いじめ総合調査委員会（第13条～第16条）

第5章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、川崎市いじめ防止対策連絡協議会、川崎市いじめ問題専門・調査委員会及び川崎市いじめ総合調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 川崎市いじめ防止対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、川崎市いじめ防止対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。第10条第1号において同じ。）に関係する機関及び団体相互の連絡調整を行い、当該機関及び団体の連携の推進のために必要な事項を調査審議する。

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（1） 学校教育の関係者

（2） 関係行政機関の職員

(3) 市職員

(4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 連絡協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 連絡協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第3章 川崎市いじめ問題専門・調査委員会

(設置)

第9条 法第14条第3項の規定に基づき、川崎市いじめ問題専門・調査委員会（以下「専門・調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第10条 専門・調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。

(1) いじめの防止等のための対策を調査審議すること。

(2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を調査審議すること。

(組織)

第11条 専門・調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(準用)

第12条 第5条から第8条までの規定は、専門・調査委員会について準用する。この場合において、第6条並びに第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

第4章 川崎市いじめ総合調査委員会

(設置)

第13条 法第30条第2項の規定に基づき、川崎市いじめ総合調査委員会（以下「総合調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第14条 総合調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

(組織)

第15条 総合調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(準用)

第16条 第6条から第8条までの規定は、総合調査委員会について準用する。この場合において、第6条並びに第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、第6条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と、第8条中「教育委員会事務局」とあるのは「こども未来局」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会、専門・調査委員会又は総合調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会、専門・調査委員会又は総合調査委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月17日条例第74号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。